

神奈川県公安委員会告示第11号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第44条第2項第2号の規定により、次のとおり神奈川県足柄上郡松田町内の乗合自動車の停留所における旅客の運送の用に供する自動車の停車又は駐車に関して合意したので、次のとおり公示する。

令和5年10月13日

神奈川県公安委員会

委員長 堀本 久美子

1 合意した者

- (1) 富士急湘南バス株式会社
- (2) 神奈川県公安委員会
- (3) 松田町長
- (4) 関東運輸局長
- (5) 一般社団法人ASHIGARA ON DEMAND
- (6) 株式会社丹沢交通
- (7) 松田合同自動車株式会社

2 旅客の運送の用に供する自動車が停車又は駐車をする乗合自動車の停留所の名称別紙「バス停留所一覧表」のとおり。

3 2に停車又は駐車をする旅客の運送の用に供する自動車の範囲

2に停車又は駐車をする旅客の運送の用に供する自動車の範囲は、次の(1)に掲げる運行事業者が(2)に掲げる事業形態により行う(3)に掲げる事業の用に供するものとする。

- (1) 運行事業者  
一般社団法人ASHIGARA ON DEMAND
- (2) 事業形態  
一般乗合旅客自動車運送事業（区域運行）
- (3) 事業

AIオンデマンド交通システム実証実験運行事業

4 2における3の停車又は駐車が道路又は交通の状況により支障がないものとなるようにするため必要と認める事項

2における3の停車又は駐車の期間は令和5年10月16日から令和8年9月30日までとする。

別紙

バス停留所一覧表

番号	停留所名	所在地
1	西庭入口（上下線）	神奈川県足柄上郡松田町寄2324番地
2	田代向（上下線）	神奈川県足柄上郡松田町寄2183番地
3	萱沼入口（新松田駅方面）	神奈川県足柄上郡松田町寄998番地
4	萱沼下（上下線）	神奈川県足柄上郡松田町寄927番地
5	湯の沢団地前（寄方面）	神奈川県足柄上郡松田町寄130番地27
6	湯の沢団地前（新松田駅方面）	神奈川県足柄上郡松田町寄121番地13
7	神山上（上下線）	神奈川県足柄上郡松田町神山480番地6
8	神山中（上下線）	神奈川県足柄上郡松田町神山341番地
9	上茶屋（寄方面）	神奈川県足柄上郡松田町松田惣領674番地
10	上茶屋（新松田駅方面）	神奈川県足柄上郡松田町松田惣領674番地1
11	籠場（寄方面）	神奈川県足柄上郡松田町松田惣領2505番地
12	籠場（新松田駅方面）	神奈川県足柄上郡松田町松田惣領2448番地
13	神山（寄方面）	神奈川県足柄上郡松田町神山246番地3
14	神山（新松田駅方面）	神奈川県足柄上郡松田町神山89番地14
15	町屋山王社前（上下線）	神奈川県足柄上郡松田町松田惣領133番地
16	松田山入口（新松田駅方面）	神奈川県足柄上郡松田町松田惣領3168番地
17	松田山入口（丹沢方面）	神奈川県足柄上郡松田町松田惣領3171番地
18	根石（新松田駅方面）	神奈川県足柄上郡松田町松田庶子1240番地
19	根石（丹沢方面）	神奈川県足柄上郡松田町松田惣領3221番地
20	庶子（新松田駅方面）	神奈川県足柄上郡松田町松田庶子878番地1
21	庶子（丹沢方面）	神奈川県足柄上郡松田町松田庶子880番地
22	城光沢（新松田駅方面）	神奈川県足柄上郡松田町松田庶子550番地1
23	城光沢（丹沢方面）	神奈川県足柄上郡松田町松田庶子554番地
24	松田警察署前（新松田駅方面）	神奈川県足柄上郡松田町松田庶子498番地1
25	松田警察署前（丹沢方面）	神奈川県足柄上郡松田町松田庶子477番地1
26	かなん沢（新松田駅方面）	神奈川県足柄上郡松田町松田庶子256番地5
27	かなん沢（丹沢方面）	神奈川県足柄上郡松田町松田庶子255番地1
28	足柄上病院入口（寄方面）	神奈川県足柄上郡松田町松田惣領2347番地
29	足柄上病院入口（新松田駅方面）	神奈川県足柄上郡松田町松田惣領1101番地